鯖江市地域ぐるみ除雪機械整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域除雪体制の強化を図り雪に強く快適なまちづくりを推進するため、地域ぐるみ除雪機械整備費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、鯖江市補助金等交付規則(昭和56年鯖江市規則第13号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、町内自治会等(本市の市道および歩道または公共施設の除雪を行うことを確約した団体をいう。以下同じ。)が行う除雪機械等の整備事業とする。

(補助金の交付)

- 第3条 市長は、補助対象事業に要する除雪機械および除雪用付属品の購入費に対し、予 算の範囲内において補助金を交付するものとする。
- 2 購入費は機械本体価格および除雪用付属品とそれに係る消費税とし、登録料および保 険料等の費用は含まない。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 手押し式小型ロータリー除雪機械においては、1台当たりの購入費に3分の2を乗じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額) とする。ただし、1台当たりの購入費に対する補助金の額は、140万円を限度とする。
 - (2) ホイールローダにおいては、1台当たりの購入費全額(その額に1,000円未満の端数があるときには、当該端数を切り捨てた額)とする。ただし、1台当たりの購入費に対する補助金の額は、600万円を限度とする。

(補助金の対象者)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請事業者」という。)は、次に 掲げる要件をすべて備えていなければならない。

- (1) 町内自治会等の団体であること。
- (2)補助事業完了年度の末日から起算して10年を経過する日までは、補助対象となった除雪機械により市道および歩道または公共施設の除雪を行うこと等、次条第1項第3号に掲げる除雪実施誓約書の内容を遵守できる者であること。

(交付の手続および決定)

- 第6条 交付申請事業者は、市長が別に定める日までに、補助金交付申請書(様式第1号) に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3)除雪実施誓約書(様式第4-1号、様式第4-2号)
 - (4) 除雪実施計画書
 - (5) 購入機械の見積書およびカタログ等
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当 であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。 この場合において、市長は、必要に応じ条件を付すことができる。
- 3 市長は、前項の規定による決定(以下「交付決定」という。)をしたときは、補助金 等交付指令書により、当該交付申請事業者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

- 第7条 前条第3項の規定による通知を受けた交付申請事業者(以下「交付決定事業者」という。) は、補助金交付申請書および添付書類の内容を変更し、または当該事業を中止しようとするときは、補助金等交付変更承認申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。
 - (1)事業変更計画書(様式第6号)
 - (2) 収支変更予算書(様式第7号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

- 第8条 交付決定事業者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第8号) に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業精算書(様式第9号)
 - (2) 収支決算書(様式第10号)
 - (3) 納品書、請求書および領収書等の写し
 - (4) 写真(附属品を装備し、前後側の三面から撮影したものをいう。)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第9条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容その他必要事項を審査 し、実物を検査の上、補助金の額を確定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、補助金の確定額と交付決定額とに増減が生じたときは、補助金確定通知書により、その額を交付決定事業者 に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第11号)に補助金交付指令書の写し(補助事業の変更があつたときは、補助金交付変更承認指令書の写し)を添えて市長に提出しなければならない。

(譲渡の制限)

第11条 交付決定事業者は、補助事業の完了の年度の末日から起算して10年を経過する日までの間は、補助対象となった除雪機械を譲渡し、交換し、または廃棄することができないものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定事業者が次の各号の一に該当するときは補助金等の交付決定 の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この補助金の交付条件等に違反したとき。
- (2)補助事業等の施行が不適当と認められたとき。
- (3) 前2号のほか不正の事実があると市長が認めたとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付決定事業者に対して、 期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(報告の徴収)

- 第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況および補助事業完了 年度の末日から起算して10年を経過するまでの期間における除雪の実施状況に関し、 交付決定事業者から報告を求め、または職員に調査もしくは検査をさせることができる。 (その他)
- 第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する

附則

この要綱は、平成27年12月18日から施行し、同日以後に交付の決定がなされる補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成30年6月22日から施行し、同日以後に交付の決定がなされる補助 金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に交付の決定がなされる補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に交付の決定がなされる補助金から適用する。

鯖江市長 殿

所在地 名 称 代表者氏名

補助金交付申請書

年度 地域ぐるみ除雪機械整備費補助金の交付を受けたいので、鯖江市地域ぐるみ除雪機械整備費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画書(様式第2号)
- 3 収支予算書(様式第3号)
- 4 除雪実施誓約書(様式第4-1号、様式第4-2号)
- 5 その他添付書類
- (1) 除雪実施計画書
- (2) 購入機械の見積書およびカタログ等
- (3) その他

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容および経費の区分

事業種目	金額 (円)	事業内容 (機械名・規格等)	摘要
計			

2 除雪実施箇所 別紙位置図のとおり

収支予算書

収入の部

	予算額 (円)	摘要
市補助金		
自己資金		
計		

支出の部

	予算額(円)	摘要
機械等購入費		
1		

年 月 日

鯖江市長 殿

所在地 名 称 代表者氏名

除雪実施誓約書

鯖江市地域ぐるみ除雪機械整備費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助事業の完 了の年度の末日から起算して10年を経過する日までの間において、補助対象除雪機械に より事業計画書に記載した箇所の除雪を行うことを誓約いたします。

また、同要綱第12条の規定により補助金の交付決定が取り消され、同要綱第13条の 規定により補助金の返還が命じられた場合は、補助金を返還いたします。

年 月 日

鯖江市長 殿

所在地 名 称 代表者氏名

除雪実施誓約書

鯖江市地域ぐるみ除雪機械整備費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記事項を遵守することを誓約いたします。また、同要綱第12条の規定により補助金の交付決定が取り消され、同要綱第13条の規定により補助金の返還が命じられた場合は、補助金を返還いたします。

- (1)補助事業の完了の年度の末日から起算して10年を経過する日までの間において、 補助対象除雪機械により除雪実施計画書に記載した路線(以下「当該路線」という。) について除雪を行うこと。
- (2) 自治会等は、当該路線および除雪の方針について、あらかじめ関係住民に周知すること。
- (3)機械の管理、除雪の出動、住民対応に関しての自治会等での役割を年度毎に定め、 責任を明確化すること。
- (4) 自治会等において、補助対象除雪機械で当該路線の除雪作業が可能な運転手を最低 2人以上確保すること。

- (5) 除雪作業で起こりうる人身・物損・搭乗者等の事故には、自治会等が責任を持って 対応すること。そのために必要となる車両の任意保険については、人身事故無制限等 充分な内容のものに加入すること。
- (6) 当該路線の除雪を行うにあたっては、あらかじめ鯖江警察署交通課にて道路使用許可を得ること。
- (7) 次に掲げる費用については、全額自治会等で負担すること。
 - ①車検・自主点検等の法定点検費用
 - ②燃料費
 - ③オペレータ養成にかかる一切の費用
 - ④除雪作業に伴うオペレータへの運転委託費
 - ⑤任意保険料
 - ⑥機械の損傷、故障、老朽化に伴う修繕費用
 - ⑦車庫建設や土地・建物賃貸料等、機械の保管にかかる一切の費用
 - ⑧機械にかかる公租公課
 - ⑨その他、機械の維持管理、除雪作業で生じた一切の費用
- (8) 補助事業の完了の年度の末日から起算して10年を経過した日以後に、自治会等が 当該路線について市の除雪路線への再指定を求める場合には、当該年の4月末までに 市に申し出ること。

年 月 日

鯖江市長 殿

住 所

名 称

代表者氏名

補助金等交付変更承認申請書

年 月 日付け鯖江市指令 第 号で交付決定通知のあった 年度 地域ぐるみ除雪機械整備費補助事業について、下記のとおり変更したいので、鯖 江市地域ぐるみ除雪機械整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

円

1 交付申請額

変更前の額

変更後の額

3 収支変更予算書(様式第7号)

2 事業変更計画書(様式第6号)

4 その他添付書類

事業変更計画書

1 事業の変更理由

2 事業の内容および経費の区分

事業種目	金額	(円)	事業内容(機械名・規格等)	商要
	()	()	
	()	()	
	()	()	
計	()		

注 ()に変更前の内容を記入

収支変更予算書

収入の部

区分	変更後予算額(円)	変更前予算額(円)	比較増減(円)	摘要
市補助金				
自己資金				
計				

支出の部

区分	変更後予算額(円)	変更前予算額(円)	比較増減(円)	摘要
機械等購入費				
計				

様式第8号

鯖江市長 殿

所在地 名 称 代表者氏名

実績報告書

年 月 日付け鯖江市指令 第 号で交付決定通知のあった 年度地域 ぐるみ除雪機械整備費補助事業について、下記のとおり実施したので、鯖江市地域ぐるみ 除雪機械整備費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて実績を報告いたし ます。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 事業精算書(様式第9号)
- 3 収支決算書(様式第10号)
- 4 その他添付書類
 - (1)納品書、請求書および領収書等の写し
 - (2) 写真(附属品を装備し、前後側の三面から撮影したものをいう。)
 - (3) その他

事業精算書

1 事業の実績

2 事業の内容および経費の区分

事業種目	金額 (円)	事業内容(機械名・規格等)	摘要
計			

収支決算書

収入の部

	予算額(円)	決算額 (円)	比較増減(円)	摘要
市補助金				
自己資金				
計				

支出の部

	予算額(円)	決算額 (円)	比較増減(円)	摘要
機械等購入費				
計				

様式第11号

鯖江市長 殿

所在地 名 称 代表者氏名

補助金交付請求書

年 月 日付け鯖江市指令 第 号で交付決定通知のあった 年度 地域ぐるみ除雪機械整備費補助金について、鯖江市地域ぐるみ除雪機械整備費補助金交付 要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

1	交付請求額	<u>金</u> 円	
2	添付書類(補助金	金交付指令書の写し)	
3	振込先	金融機関名	
		支 店 名	
		預金種類 (普通・当座) 口座番号	
		(フリカ゛ナ)	
		口座名義	

【参考】(手押し式小型ロータリー除雪機械用)

除雪実施計画書(記入例)

1 除雪実施箇所の位置および延長等

別添位置図のとおり

- 2 除雪の実施体制
 - ・降雪状況により○○町自治会役員○人が交代で除雪を行う。
 - ・降雪季前には運転操作研修を行い安全確保に努める。
 - ・除雪実施時は状況写真の撮影および除雪作業日誌を作成し、市からの報告依頼があった場合は遅滞なく提出できるように保管しておく。
- 3 除雪機械の管理
 - ・除雪機械の管理責任者は〇〇町自治会長とし、〇〇町公民館に保管する。
 - ・降雪季前には点検整備を行い安全確保と適正な管理に努める。
- 4 その他

【参考】(ホイールローダ用)

除雪実施計画書(記入例)

1 除雪実施箇所の位置および延長等

別添位置図のとおり

- 2 除雪の実施体制
 - ・地区住民には、○○○において、除雪路線および除雪の方針を説明する。
 - ・降雪状況の把握、除雪作業の指示等は、○○○が行う。
 - ・次の者をオペレータとして除雪作業を委任する。
 - (1) 0000
 - (2) 0000
 - ・任意保険を○○の条件で加入する。
 - ・降雪季前には運転操作研修を行い安全確保に努める。
 - ・除雪実施時は状況写真の撮影および除雪作業日誌を作成し、市からの報告依頼があった場合は遅滞なく提出できるように保管しておく。
- 3 除雪機械の管理
 - ・除雪機械の管理責任者は〇〇町自治会長とし、〇〇町公民館に保管する。
 - ・降雪季前には点検整備を行い安全確保と適正な管理に努める。
- 4 その他

除雪作業日誌

団 体 名:					
除雪日時:	年	月	日 (曜日)_	
運転者氏名:					
運転時間:	午前・午後	時 ~	午前・午後		
除雪区間:		~			
除雪状況写	真				